

文教厚生常任委員会資料
2020年(令和2年)3月5日
こども局こども育成室

## 議案第7号 関連資料

### 明石市社会福祉審議会条例の一部改正について

#### 1 条例一部改正の目的

社会福祉審議会の調査審議事項に特定教育・保育施設の利用定員の設定その他の子ども・子育て支援法第77条第1項の事務(下記2参照)、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「以外園」と略します。)の認定等に関する事項(下記3参照)を加えるため条例の一部を改正しようとするものです。

これにより、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や、本市が子ども・子育て支援事業計画を策定する場合における意見聴取を行う場合の合議制機関として社会福祉審議会を明確に位置付けるとともに、本市が幼保連携園以外のこども園を認定しようとする場合にも社会福祉審議会での意見聴取を行うことで、認定こども園の類型に関わらず、すべての園における保育の質の確保を図ります。

#### 2 子ども・子育て支援法第77条第1項の事務及び近隣他都市における当該事務の位置付け

##### (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項の事務

- ①特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、審議会その他の合議制の機関の意見聴取
- ②特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、審議会その他の合議制の機関の意見聴取
- ③市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見聴取
- ④市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議

##### (2) 近隣他都市における上記(1)の事務の条例上の位置付け

近隣政令市及び中核市においては、審議会における調査審議事項として、1市を除き、各市の条例で子ども・子育て支援法第77条第1項の事務を明記しています。

→これを条例に明記することが、審議会を「合議制の機関」と位置付けることとなります。

### 3 幼保連携園及び以外園の比較、該当園の認可・認定の際に行う意見聴取及び近隣他都市における状況

#### (1) 幼保連携園及び以外園の比較、園の認可・認定の際に行う意見聴取

類型	幼保連携型 認定こども園	幼保連携型以外の認定こども園		
		幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
施設概要	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプの認定こども園	認可幼稚園が、保育所的機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプの認定こども園	認可保育所が、幼稚園的機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプの認定こども園	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能をもつ認定こども園
市の関与	幼保連携園設置申請に対する「認可」	認定申請のあった幼稚園、保育所、認可外保育施設を「認定こども園」として「認定」（平成 31 年 4 月から中核市権限）		
審議会の意見聴取を行う法令等根拠	認定こども園法第 17 条第 3 項「審議会その他の合議制機関の意見を聴く」 明石市社会福祉審議会第 2 条第 4 号「認定こども園法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の設置の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び認可の取り消しに関する事項」	無し (市が、条例要件に適合する旨の「認定」を行う。)		

#### (2) 県及び近隣他都市の状況

県及び近隣の政令市・中核市では、県のみが、すべての類型のこども園について認可・認定を行う際に審議会での意見聴取を行うことを条例で規定しています。

### 4 条例一部改正の内容

#### (1) 第 1 条（設置）を次のように改めます。

明石市社会福祉審議会の設置根拠に、第 2 条の調査審議事項新設に併せ、地方自治法の根拠を追加

#### (2) 第 2 条（調査審議事項）を次のように改めます。

- ① 第 4 号として「子ども・子育て支援法第 7 7 条第 1 項各号に掲げる事務」を新設
- ② 第 6 号として「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定の取消しに関する事項」新設

#### (3) 第 7 条（専門分科会）を次のように改めます。

第 3 項として、児童福祉専門分科会の調査審議事項に「子ども・子育て支援法第 7 7 条第 1 項各号に掲げる事務」「幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び認可の取消しに関する事項」「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定の取消しに関する事項」を新設

### 5 施行期日

公布の日